

第13回 定時株主総会のご案内

開催日時

2022年3月25日（金曜日）

午前10時 受付開始 午前9時15分

開催場所

サントリーホール 大ホール

東京都港区赤坂一丁目13番1号

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

6名選任の件

第4号議案

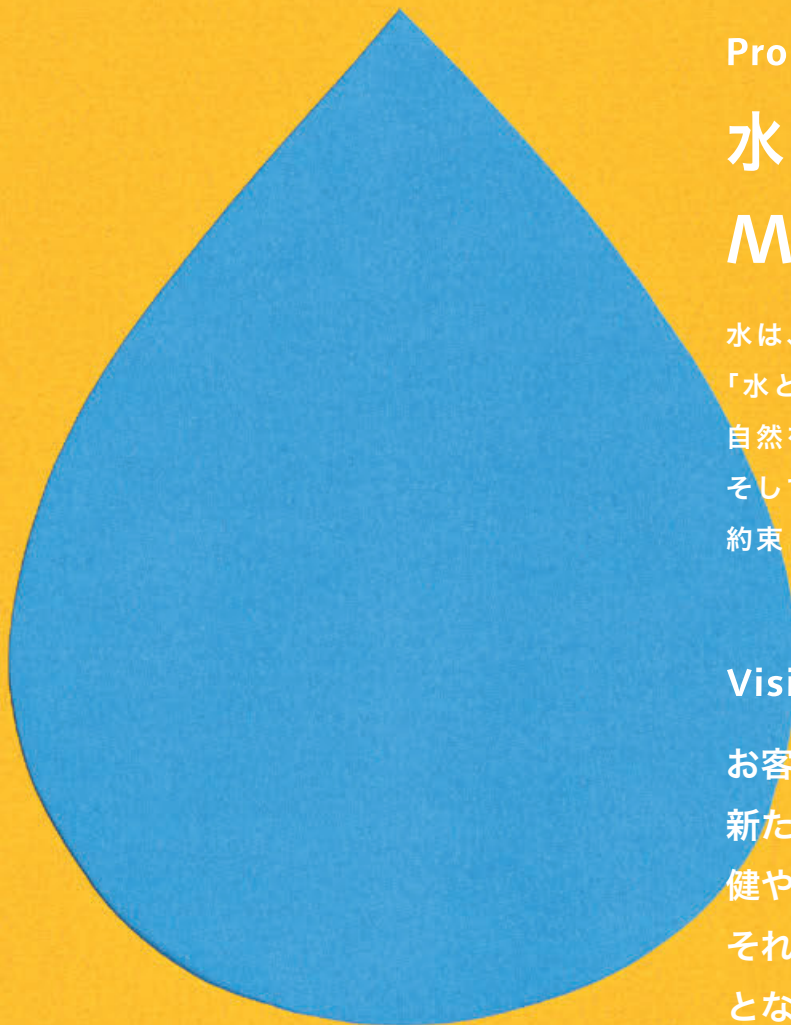
補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 本総会の開催場所は前年とは異なりますので、ご注意ください。
- ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。



SUNTORY
SUNTORY BEVERAGE & FOOD

人間の^{いのち}生命の輝きをめざして



Promise / 社会との約束

水と生きる

Mizu To Ikiru

水は、地球上のすべての生命の源です。
「水と生きる」を掲げる会社として、
自然を大切にし、社会を潤し、
そして新たな挑戦を続けることを
約束します。

Vision

お客さまとともに
新たなおいしさ、
健やかさ、楽しさを創造し続け
それぞれの市場で最も愛される会社
となることを目指します

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長

齋藤 和弘



株主の皆様へ

「フルバリューチェーンの進化」と 「真の現場主義」で力強い成長を実現

新型コロナウイルス感染症（コロナ）が世界に蔓延してから、2年が経とうとしています。2021年はコロナの猛威により世界各国が大きな打撃を受けました。

その中で、あえて私たちは「攻める」ことをテーマに掲げ、様々な変革に積極的に取り組み、当初計画よりも早くコロナ前の利益水準を超えることができました。

直近では、ワクチンの接種が進み世界的に需要が回復し始めています。他方で原料費・輸送費・人件費等のコストが高騰しています。

厳しい環境は続く見通しですが、2022年、私たちは「フルバリューチェーン」（原料からお客様に商品をお届けするまでの全てのプロセス）を徹底的に鍛え上げ、需要増の機会を捉えると共に、コスト増に打ち勝ってまいります。その実現のために組織や体制の「アジャイルトランスフォーメーション」も躊躇なく実行してまいります。

また、お客様の購買行動や嗜好の変化のスピードも益々早くなっています。私自身も含めて可能な限り各国の市場に足を運び、購買の瞬間、消費の瞬間を直接見て感じてアイデアを得ることが益々重要です。小さな変化を見落とさない「真の現場主義」で、市場に先んじてお客様が必要とする商品とサービスをお届けし続けてまいります。

そして、将来に向けた成長投資も続けてまいります。新たな価値の創造、ビジネスモデルへの挑戦、高付加価値事業への投資や、事業ポートフォリオの改革等、必要な投資は思い切って行います。

加えて、サントリーグループ一丸となって重要性を増すサステナビリティ活動にも注力します。プラスチックの効率的な再資源化、CO₂排出量の削減、水資源の保全と活用に向けて、意欲的な目標を掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援とご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

株主の皆様へ

2022年3月3日

東京都港区芝浦三丁目1番1号

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 齋藤和弘

第13回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催させていただきます。なお、株主の皆様におかれましては、インターネット等又は郵送により議決権を行使することもできますので、**2022年3月24日（木曜日）午後5時30分までに**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本総会の模様につきましては、ライブ配信によりご覧いただけます。ライブ配信では、議決権の行使及びご質問を行うことはできませんが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



インターネット
等による
議決権の行使

詳細は5ページ



郵送による
議決権の行使

詳細は6ページ



株主総会への
出席による
議決権の行使

詳細は6ページ

敬具

- 事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部につきましては、法令及び定款に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html>

記

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 開催日時 | 2022年3月25日（金曜日）午前10時 |
| 2 | 開催場所 | 東京都港区赤坂一丁目13番1号 サントリーホール 大ホール (前年とは異なりますので、ご注意ください。) |
| 3 | 目的事項 | |
| | 報告事項 | 1. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

<本総会における新型コロナウイルス感染症への対応について>

- ・会場入口付近で、検温させていただきます。また、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・会場内では、マスクの常時着用をお願いいたします。
- ・体調不良とお見受けされる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本総会の開催時間を短縮する観点から、議場におけるご説明を簡略化させていただく場合がございます。
- ・**ご来場株主様へのお土産のご提供はございません。**

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。

今後の状況により対応を変更する場合等、株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ホームページに掲載させていただく予定です。

議決権行使方法のご案内



インターネット等による議決権の行使

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後5時30分入力分まで

①QRコード®を読み取る方法（スマート行使）

議決権行使コード及びパスワードを入力することなくスマートフォンから議決権行使ができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記②に従って、再度議決権行使をお願いいたします。
QRコードを再度読み取っていただく、②の議決権行使ウェブサイトへ移動します。

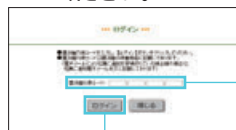
②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「次へすすむ」をクリック



「ログイン」をクリック



「登録」をクリック

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※プロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン・スマートフォン・携帯電話の
操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

- インターネット等と郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

サントリー電器インターナショナル株式会社 御中

私は、2022年3月25日開催の株主総会（議決権行使書用紙に記載されている議案を含む）において、各議案につき、右記（賛否を印で表示）のとおり議決権を行使します。

2022年 3月 日

| 議案 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議決権行使書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議決権行使書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議決権行使書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 議決権行使書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に回答をご記入ください。2022年3月24日午後5時30分までに到着するようにご提出ください。
- 各議案の賛否をご記入の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会事務管理」の欄で当該候補者の番号をご記入下さい。
- 賛否のご記入は、黒色のボールペンにより、はっきりと印を記入下さい。
- 議決権行使書用紙をスマートフォンで読み取るQRコードをスマートフォンで読み取る。議決権行使書のウェブサイトにアクセスし2022年3月24日午後5時30分までにご提出下さい。この場合、議決権行使書が有効となる数は限りません。

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出下さい。

サントリー電器インターナショナル株式会社

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1, 2, 4号議案

賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

否認する場合 | 「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 | 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 | 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）

場 所 東京都港区赤坂一丁目13番1号

サントリーホール 大ホール

末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

- 議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき39円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金39円を含め、1株につき78円となります。

| | |
|---|--|
| 1 | 配当財産の種類 金銭 |
| 2 | 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金39円 総額12,050,998,791円 |
| 3 | 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月28日 |

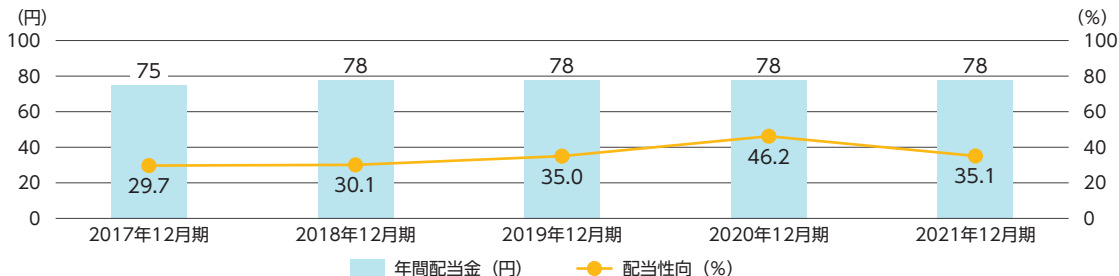
(ご参考)

当社の配当政策

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

年間配当金・配当性向(連結)の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p> | <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第6回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第6回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(本則第16条の変更に係る効力発生日) 第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 現在の当社における地位 他の会社における地位等 | 取締役会 出席回数 |
|-------------|---|---|--------------|
| 1 再任 |  齋藤和弘 | 代表取締役社長 経営全般 | 12回／12回 |
| 2 再任 |  木村穰介 | 取締役副社長 SBFジャパン CEO | 12回／12回 |
| 3 再任 |  Shekhar Mundlay | 取締役副社長 SBFインターナショナル CEO | 9回／9回 |
| 4 再任 |  Peter Harding | 取締役 SBFヨーロッパ CEO | 9回／9回 |
| 5 再任 |  有竹一智 | 取締役 サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長 | 9回／9回 |
| 6 再任 |  井上ゆかり | 社外 独立 社外取締役 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 | 12回／12回 |

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

候補者番号

1

さい とう かず ひろ
齋 藤 和 弘

1956年10月31日生

再任



担当

経営全般

所有する
当社株式の数

2,000株

取締役会への
出席回数

12回／12回

取締役
在任期間

3年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|---|
| 1979年 4月 | サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社 | 2014年 4月 | 同社社長 |
| 2005年 9月 | 同社食品事業部副事業部長 | 2014年 4月 | 同社中国ビール・黄酒事業部長 |
| 2009年 4月 | 当社常務取締役 | 2015年 3月 | 当社常務執行役員 |
| 2009年 4月 | サントリーホールディングス株式会社 執行役員 | 2015年 4月 | 当社経営企画本部担当、財務本部長 |
| 2011年 1月 | サントリー（中国）ホールディングス 有限公司副社長 | 2016年 4月 | 当社常任顧問 |
| 2011年 1月 | 同社中国食品事業部長 | 2016年 4月 | Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO |
| | | 2019年 3月 | 当社代表取締役社長（現任） |

重要な兼職

FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director
Suntory Beverage & Food Europe Chairman
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、海外での豊富な経営経験やマーケティング部門を中心とした国内飲料事業、経営企画・財務経理部門等における経験、経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

きむらじょうすけ
木村 穰 介

1961年1月23日生

再任



担当

SBFジャパン CEO

所有する
当社株式の数

1,000株

取締役会への
出席回数

12回／12回

取締役
在任期間

4年（本総会最終時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1983年 4月 | サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社 | 2016年 3月 | サントリービール株式会社常務取締役 |
| 2009年 4月 | 当社食品事業部部長 | 2016年 4月 | サントリーホールディングス株式会社執行役員 |
| 2010年 4月 | 当社執行役員 | 2016年 4月 | サントリービール株式会社経営企画本部長、 マーケティング本部長 |
| 2010年 4月 | 当社食品事業部副事業部長 | 2017年 4月 | 同社常務執行役員 |
| 2012年 5月 | 当社ブランド戦略部長 | 2017年 4月 | 同社マーケティング本部長、プレミアム戦略部長 |
| 2013年 3月 | サントリーフーズ株式会社取締役 | 2018年 3月 | 当社取締役常務執行役員 |
| 2013年 4月 | 同社広域営業本部長 | 2018年 4月 | 当社ジャパン事業本部長 |
| 2014年 3月 | 同社専務取締役 | 2019年 3月 | 当社取締役専務執行役員 |
| 2014年 4月 | 当社常任顧問 | 2020年 1月 | 当社ジャパン事業本部コミュニケーション 本部長 |
| 2015年 9月 | サントリーフーズ株式会社広域営業本部長、 営業推進本部担当 | 2022年 1月 | 当社取締役副社長（現任） |
| | | 2022年 1月 | 当社SBFジャパン CEO（現任） |

重要な兼職

サントリーフーズ株式会社取締役
サントリービバレッジソリューション株式会社取締役
サントリープロダクツ株式会社取締役

選任の理由

当社グループのジャパン事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とマーケティング・営業部門等における幅広い経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

シェイカー

ムンドレー

Shekhar Mundlay

チャンドラシェイカー アルヴィンド ムンドレー
(Chandrashekar Arvind Mundlay)

1962年5月1日生

再任



担当

SBFインターナショナル
CEO

所有する
当社株式の数 一株

取締役会への
出席回数

9回/9回

取締役
在任期間

1年 (本総会終結時)

*2021年3月26日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2010年 2月 PEPSICO INTERNATIONAL - VIETNAM COMPANY
(現Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.) CEO

2014年 4月 Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. CEO

2016年 1月 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO
Beverage Division

2019年 4月 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. CEO

2021年 1月 Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO

2021年 3月 当社取締役

2022年 1月 当社取締役副社長 (現任)

2022年 1月 当社SBFインターナショナル CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director

PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner

Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director

Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director

Orangina Schweppes Holding B.V. Director

Lucozade Ribena Suntory Limited Director

Pepsi Bottling Ventures LLC Director

選任の理由

当社グループの海外事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績とアジア地域での豊富な営業・事業経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

4

ピーター

ハーディング

Peter Harding

ピーター ジョン ハーディング
(Peter John Harding)

1964年4月24日生

再任



担当

SBFヨーロッパ CEO

所有する
当社株式の数

一株

取締役会への
出席回数

9回/9回

取締役
在任期間

1年 (本総会終結時)

※2021年3月26日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2009年10月 GlaxoSmithKline plc General Manager
SVP Consumer Healthcare GB&Ireland
2014年1月 Lucozade Ribena Suntory Limited COO

2018年8月 Suntory Beverage & Food Europe
CEO (現任)
2021年3月 当社取締役 (現任)
2022年1月 当社SBFヨーロッパ CEO (現任)

重要な兼職

Suntory Beverage & Food Europe CEO
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Lucozade Ribena Suntory Limited Director

選任の理由

当社グループの欧州事業のCEOとして、強いリーダーシップで事業を牽引してきた実績と欧州地域でのマーケティング部門等における幅広い経験や経営全般についての高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

5

あり たけ かず とも
有 竹 一 智

1957年10月14日生

再任



担当

—

所有する
当社株式の数

500株

取締役会への
出席回数

9回/9回

取締役
在任期間

1年 (本総会終結時)

※2021年3月26日就任以降に開催された取締役会への出席回数です。

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 1980年4月 | サントリー株式会社 (現サントリースピリッツ株式会社) 入社 | 2017年3月 | 同社専務取締役 |
| 2009年4月 | サントリーホールディングス株式会社 法務部長、コンプライアンス室部長 | 2017年4月 | 同社ヒューマンリソース本部長 |
| 2010年3月 | サントリービジネスエキスパート株式会社 常務取締役 | 2018年3月 | 同社取締役専務執行役員 |
| 2010年4月 | サントリーホールディングス株式会社執行役員 | 2019年4月 | 同社グループリスクマネジメント統括 |
| 2010年4月 | 同社法務部長 兼 サントリービジネスエキスパート株式会社 お客様リレーション本部長 | 2020年1月 | 同社取締役副社長 (現任) |
| 2011年10月 | サントリーホールディングス株式会社 人事本部長 | 2020年1月 | 同社グループリスクマネジメント統括、 総務部・秘書部担当 |
| 2012年4月 | 同社常務執行役員 | 2021年1月 | 同社グループガバナンス担当、グループ リスクマネジメント統括 |
| 2014年10月 | 同社人事本部長、法務部門担当 | 2021年3月 | 当社取締役 (現任) |
| 2015年4月 | 同社人事本部長、 法務部門・リスクマネジメント担当 | 2021年9月 | サントリーホールディングス株式会社グループ ガバナンス担当、グループリスクマネジメント 統括、CSR推進部担当 |
| 2015年7月 | 同社リスクマネジメント本部長 | 2022年1月 | 同社グループガバナンス担当、グループリスク マネジメント統括、リスクマネジメント本部長、 CSR推進部・グループ監査部担当 (現任) |

重要な兼職

サントリーホールディングス株式会社取締役副社長

選任の理由

サントリーグループにおける、企業経営者としての豊富な実績と、法務・リスクマネジメント部門、人事部門の部門長としての長年の経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

いの うえ
井 上 ゆかり

1962年4月4日生

再任

社外取締役

独立役員



担当

—

所有する
当社株式の数

3,000株

取締役会への
出席回数

12回／12回

取締役
在任期間

7年（本総会終結時）

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| 1985年 4 月 | プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 | 2005年11月 | キャドバリー・ジャパン株式会社 (現モンデリーズ・ジャパン株式会社) 代表取締役社長 |
| 1995年10月 | P&G North Americaマーケティングディレクター | 2013年 7 月 | 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 (現任) |
| 1998年10月 | P&G Northeast Asia フェミニンケア マーケティングディレクター | 2015年 3 月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 2000年 3 月 | 同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー | 2020年 6 月 | 豊田通商株式会社社外取締役 (現任) |
| 2003年 3 月 | ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社 (現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社) 常務取締役 | | |

重要な兼職

日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
豊田通商株式会社社外取締役

選任の理由及び期待する役割

長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しており、これまで社外取締役として、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、適任と判断しました。

引き続き、企業経営者としての経験と見識を生かし、取締役会における、戦略的な助言・監督機能の発揮と、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしていただくことを期待しております。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤和弘氏、木村穰介氏及び有竹一智氏の現在及び過去10年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告（本招集ご通知40頁）に記載のとおりです。各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
4. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、有竹一智氏及び井上ゆかり氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。当社は、本総会において、有竹一智氏及び井上ゆかり氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社との間には取引はございません。また、当社グループと井上ゆかり氏が2013年6月末日まで所属していたキャドバリー・ジャパン株式会社（現モンデリーズ・ジャパン株式会社）との間には、食品関連の取引がございますが、その取引金額は双方の連結売上収益の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
-

(ご参考) 社外取締役の独立性の基準

当社は、社外取締役がその職責を果たすため、当社経営陣及び親会社であるサントリーホールディングス株式会社からの独立性を備えている必要があると考えており、以下の事項の一つにでも該当した場合には、社外取締役に独立性がないと判断しております。

- 当該社外取締役が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役の2親等以内の親族が、現在又は過去（10年以内）において、当社、当社子会社、親会社若しくは兄弟会社の重要な業務執行者、又は親会社の業務執行者でない取締役として在職していた場合
- 当該社外取締役が、現在、業務執行者として在籍する会社と当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社において取引があり、過去3事業年度において、その取引金額が当該社外取締役の在籍会社、当社グループ又はサントリーグループのいずれかの連結売上収益の2%を超える場合
- 当該社外取締役が、過去3事業年度において、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社の取締役としての報酬及び当該社外取締役が属する機関・事務所に支払われる報酬は除く。）を受けている場合
- 当該社外取締役が、業務執行者を務めている非営利団体に対する当社、当社子会社、親会社又は兄弟会社の寄付金が過去3事業年度において、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入の2%を超える場合

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役 網谷充弘氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

あみ たに みつ ひろ
網 谷 充 弘

所有する
当社株式の数 一株

1956年6月2日生

略歴及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------------------------|---------|----------------------|
| 1985年4月 | 弁護士登録 | 2006年6月 | スタンレー電気株式会社社外監査役(現任) |
| 1985年4月 | 外立法律事務所入所 | 2013年5月 | 株式会社ハブ社外監査役(現任) |
| 1989年11月 | 脇田法律事務所入所 | 2018年6月 | 株式会社シグマクス社外取締役(現任) |
| 1990年3月 | 島田・瀬野・網谷法律事務所 (現一橋総合法律事務所) 弁護士(現任) | | |

重要な兼職

| | |
|---------------------|----------------|
| 一橋総合法律事務所弁護士(パートナー) | 株式会社ハブ社外監査役 |
| スタンレー電気株式会社社外監査役 | 株式会社シグマクス社外取締役 |

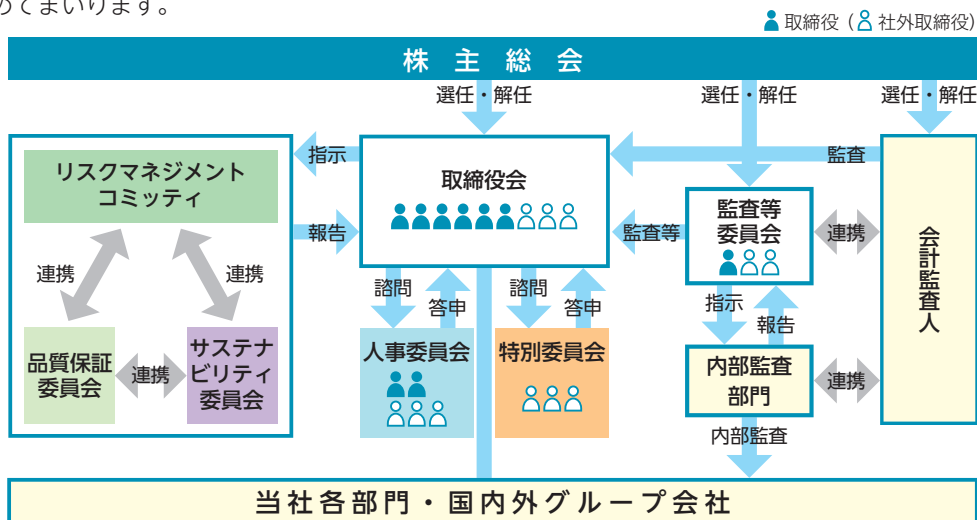
選任の理由及び期待する役割

弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において独立した客観的立場で妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 網谷充弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての監査等委員である取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告(本招集ご通知40頁)に記載のとおりです。網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、同氏の「選任の理由及び期待する役割」に記載のとおり、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。



■ 重要な委員会の主な役割

| | |
|---------------------|---|
| 人事委員会 | 以下の事項を審議し、取締役会に答申します。また、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が、取締役会で決定した報酬方針に沿うものであるかを、確認します。 (i)株主総会に付議する取締役選任候補者案及び取締役の解任要否 (ii)最高経営責任者及び社外取締役の後継者計画（プランニング）の策定・運用状況 (iii)取締役（監査等委員を除く。）の報酬の水準及び報酬決定に際して参照する指標 |
| 特別委員会 | サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、以下の取引・行為等の必要性・合理性・条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行います。 (i)サントリーグループとの一定金額以上の取引 (ii)ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等 |
| リスクマネジメント委員会 | 当社グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、当社グループのリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。 |
| 品質保証委員会 | 当社グループ全体の品質保証活動の推進を担い、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行います。 |
| サステナビリティ委員会 | 当社グループ全体のサステナビリティ経営の推進を担い、社会と事業の持続的な発展に向けて、戦略立案・推進を行います。 |

(ご参考) 取締役スキル・マトリックス

| 氏名・生年月日 | 役職等 | 性別 | 国籍 | 専門領域 | 在任任期* |
|-------------------------------|---|----|------|-------------|------------|
| 齋藤 和弘 1956年10月31日生 | 代表取締役社長 人事委員会委員長 | 男性 | 日本 | 企 国 マ 財 | 3年 |
| 木村 穰介 1961年1月23日生 | 取締役副社長 SBFジャパン CEO | 男性 | 日本 | 企 マ 営 | 4年 |
| Shekhar Mundlay 1962年5月1日生 | 取締役副社長 SBFインターナショナル CEO | 男性 | インド | 企 国 営 | 1年 |
| Peter Harding 1964年4月24日生 | 取締役 SBFヨーロッパ CEO | 男性 | イギリス | 企 国 マ | 1年 |
| 有竹 一智 1957年10月14日生 | 取締役 | 男性 | 日本 | 企 国 サ コ 人 | 1年 |
| 井上 ゆかり 1962年4月4日生 | 社外取締役（独立役員） 人事委員会委員 特別委員会委員 | 女性 | 日本 | 企 国 マ | 7年 |
| 山崎 雄嗣 1957年7月17日生 | 常勤監査等委員 人事委員会委員 | 男性 | 日本 | 企 国 財 サ コ 人 | 1年 |
| 内田 晴康 1947年4月7日生 | 社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員長 | 男性 | 日本 | 国 コ | 6年 11ヵ月 |
| 増山 美佳 1963年1月6日生 | 社外取締役（独立役員） 監査等委員 人事委員会委員 特別委員会委員 | 女性 | 日本 | 国 コ 人 | 5年 |

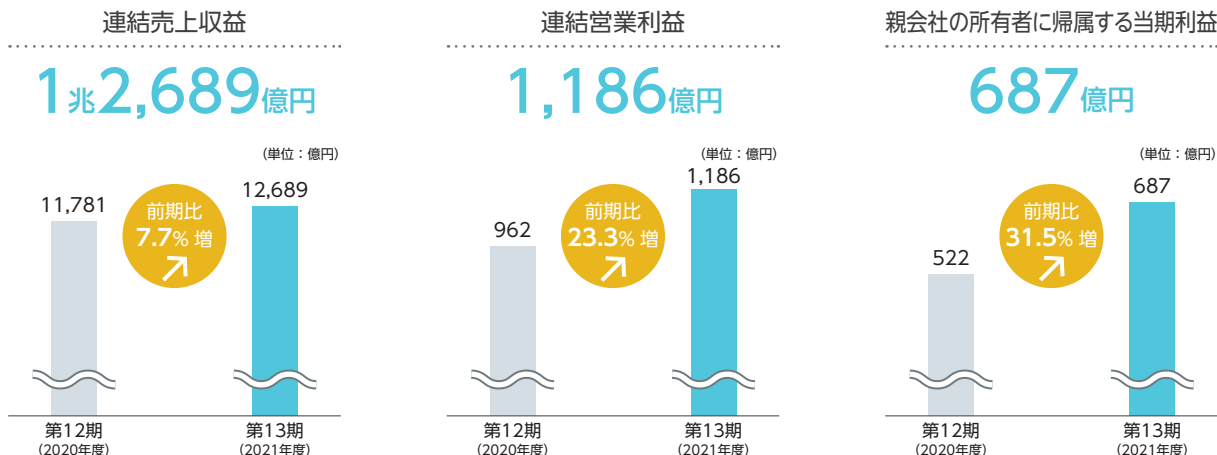
企 企業経営 国 国際性 マ マーケティング 営 営業 財 財務会計 サ サステナビリティ
コ コーポレートガバナンス・リスクマネジメント 人 人材育成

※本総会終結時

以上

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果



当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、各エリアにおいて収益力の強化にも取り組みました。

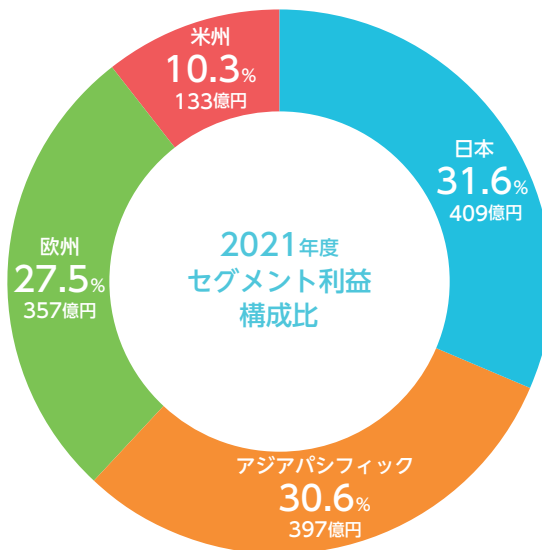
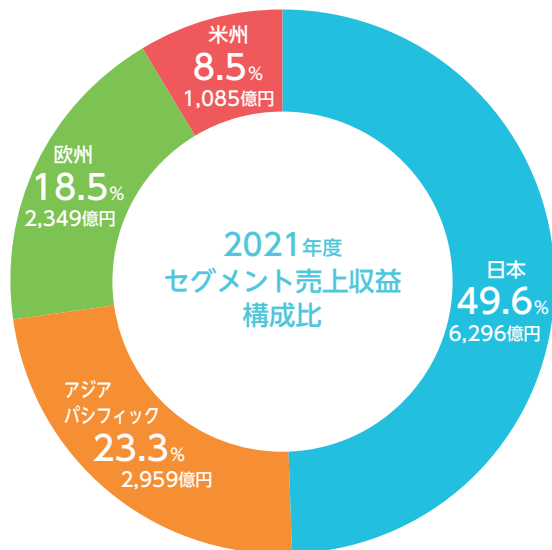
2021年は、引き続き、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受ける中、コアブランドへの集中活動継続により成長戦略を推進し、主要国において市場シェアを拡大しました。収益面では、第3四半期以降に、原材料価格の高騰や、グローバルサプライチェーンの混乱に伴うコスト増の影響が顕在化する中、コスト削減活動及び販促広告費の効率化を継続し、前期を大きく上回りました。営業利益は、2022年での2019年水準達成を目指していましたが、1年前倒しで達成しました。

当期の連結売上収益は1兆2,689億円（前期比7.7%増）となりました。連結営業利益は1,186億円（前期比23.3%増）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は687億円（前期比31.5%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、当社は、重点市場であるアジア・オセアニア地域での飛躍的成長を実現させるため、2021年1月1日付で組織変更を実施しました。これに伴い、従来、「日本事業」、「欧州事業」、「アジア事業」、「オセアニア事業」、「米州事業」としていた報告セグメントを、2021年より「日本事業」、「アジアパシフィック事業」、「欧州事業」、「米州事業」に変更しました。前期との比較は、前期の数値を、変更後の報告セグメントの区分及び、変更後の報告セグメントの利益又は損失の算定方法に組み替えています。

(ご参考) 2021年度 セグメント売上収益・セグメント利益



| セグメント名 | 日本 事業 | アジアパシフィック 事業 | 欧州 事業 | 米州 事業 | 調整額 | 合計 |
|----------------|----------|-----------------|----------|----------|------|--------|
| セグメント売上収益 (億円) | 6,296 | 2,959 | 2,349 | 1,085 | — | 12,689 |
| セグメント利益 (億円) | 409 | 397 | 357 | 133 | △112 | 1,186 |

セグメント情報

日本事業

セグメント売上収益

6,296億円

前期比0.5%減

セグメント利益

409億円

前期比10.7%増



緊急事態宣言の断続的な発令及び延長により人の動きが制限されたことや、8月中旬以降の天候不順の影響により、清涼飲料市場は前期微増（当社推定）にとどまりましたが、当社の販売数量は、水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心にコアブランド強化に取り組み、新商品発売やマーケティング活動が貢献した結果、前期を上回り、市場シェアを拡大しました。

「サントリー天然水」は、ブランド全体の販売数量が前期比増となり、過去最高の販売数量となりました。「サントリー天然水 スパークリング」シリーズは、6月に新発売した「THE STRONG」が好調を維持し、大きく伸長しました。「BOSS」は、ブランド全体の販売数量が前期を上回りました。3月にリニューアルした「クラフトボス」“コーヒーシリーズ”、“紅茶シリーズ”がともに伸長したことに加え、8月に新発売した「抹茶ラテ」が大きく販売数量の増加に寄与しました。無糖茶カテゴリーでは、「伊右衛門」は、ブランド全体の販売数量が前期を上回り、過去最高の販売数量となりました。2月新発売の「伊右衛門 濃い味」や、4月に新発売した「伊右衛門 京都ブレンド」が好調を維持し、販売数量の増加に寄与しました。

収益面では、チャネルミックスの変化が引き続きマイナスに影響したことに加え、第3四半期以降に原材料価格高騰の影響を受けましたが、小容量（500ml PET等）サイズの伸長により商品構成は改善し、加えて、自販機事業の構造改革、コスト削減活動、販促広告費の効率化への継続的な取り組みが大きく寄与しました。

これらの結果、日本事業の売上収益は6,296億円（前期比0.5%減）、セグメント利益は409億円（前期比10.7%増）となりました。

アジアパシフィック事業

セグメント売上収益

2,959 億円

前期比 **11.7%** 増 ↗

セグメント利益

397 億円

前期比 **15.7%** 増 ↗



アジアでは、特に第3四半期以降においてベトナムにおけるロックダウンやタイにおける制限強化の影響を受けましたが、清涼飲料事業は、コアブランドへの集中活動が貢献し、ベトナム及びタイの清涼飲料市場でシェアを拡大しました。ブランド別には、ベトナムでは、特にエナジードリンク「Sting」、茶飲料「TEA+」が伸長し、タイでは低糖製品を含め「Pepsi」が好調に推移しました。健康食品事業は、マーケティング活動強化に注力した結果、「BRAND'S Essence of Chicken」の販売数量が前期を上回って推移しました。

オセアニアでは、引き続き力強い回復基調を維持しました。主力ブランドであるエナジードリンク「V」が、マーケティング活動強化により大きく伸長したことにより、エナジーカテゴリーを牽引し、市場シェアを拡大しました。

収益面では、売上の増加及び商品構成の改善に加え、コスト削減活動が寄与しました。

これらの結果、アジアパシフィック事業の売上収益は2,959億円（前期比11.7%増）、セグメント利益は397億円（前期比15.7%増）となりました。

欧州事業

セグメント売上収益

2,349 億円

前期比23.6%増 ↗

セグメント利益

357 億円

前期比31.2%増 ↗



欧州では、第3四半期に欧州北部における天候不順の影響を受けましたが、引き続き回復基調を維持しました。

フランスでは、好調な家庭用市場に加え、第2四半期以降に制限緩和や夜間外出規制の撤廃によって業務用市場も回復し、主力ブランド「Orangina」、 「Oasis」及び「Schweppes」の販売数量が前期を上回り、シェアを拡大しました。英国では、市場の回復が継続し、当社販売数量も前期を大きく上回りました。主力ブランド「Lucozade」及び「Ribena」の販売数量が前期を大きく上回ったことに加え、「Lucozade Sport」が、スポーツイベントや屋外アクティビティ再開に伴い力強く伸長しました。スペインでは、家庭用市場が堅調であることに加え、制限緩和を受けて業務用市場も着実に回復していることが寄与し、主力ブランド「Schweppes」の販売数量が前期を大きく上回りました。

収益面では、売上増加及び販促広告費の効率化に加え、コスト削減活動が寄与しました。

これらの結果、欧州事業の売上収益は2,349億円（前期比23.6%増）、セグメント利益は357億円（前期比31.2%増）となりました。

米州事業

セグメント売上収益

1,085 億円

前期比20.3%増 ↗

セグメント利益

133 億円

前期比46.5%増 ↗



米州では、主力炭酸ブランドの更なる販売強化に取り組むとともに、水やコーヒー飲料等、伸長している非炭酸カテゴリーにも注力した結果、市場シェアを維持し、売上は前期を大きく上回りました。

収益面では、売上増加に加えてコスト削減活動が寄与しました。

これらの結果、米州事業の売上収益は1,085億円（前期比20.3%増）、セグメント利益は133億円（前期比46.5%増）となりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切に、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「お客さまとともに 新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続け それぞれの市場で最も愛される会社となることを目指します」と定めています。

中期経営戦略及び中期経営計画は次のとおりです。

中期経営戦略

グローバル飲料業界において、消費者トレンドの一步先をいく、ユニークなポジションの確立を目指します。

「既存事業で市場を上回る成長」に加え、「新規成長投資による増分獲得」により、2030年売上2.5兆円を目指します。

また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<成長戦略>

First Mover - オーガニック成長

- コアブランド イノベーション
- 新カテゴリーの創造

Game Changer - 非連続な成長

- 新市場、新飲料モデルの開発
- M&Aを積極的に推進

成長を支える取組み

- センター オブ エクセレンスとDXの推進
- アジアパシフィックリージョンの新設
(2021年1月に新設済み)

<構造改革>

- 日本の自販機事業構造改革
- 欧州業務用ビジネス構造改革

上記に加え、サステナビリティ経営を推進することで、地域社会へ貢献していきます。

中期経営計画 (2021-2023)

中期経営戦略に基づく2023年までの目標は、以下のとおりです。

オーガニック成長

(2020年を起点、為替中立)

売上収益

平均年率1桁台半ばの成長

営業利益

平均年率10%以上の成長

営業利益率

2023年 10%以上

※2022年には、売上収益、営業利益で2019年水準を超える

(2021年に、営業利益は2019年水準を達成)

成長投資

成長投資 (M&Aを含む) に重点をおく

- 最大ネットD/Eレシオ1倍が投資上限目安 (約7,000億円)
- 足元では2,000-3,000億円規模を投資枠として設定

2022年は、主要国における需要回復を着実に捉え、コアブランドイノベーションを更に推進することにより、各報告セグメントにおいて、売上成長を目指します。原材料価格の高騰による影響には、売上収益の最大化やコストマネジメントの徹底により対処していきます。

サステナビリティの取り組みとしては、「人と自然と響きあう」という使命のもと、「環境目標2030」達成に向けた「水」と「温室効果ガス」に関する活動、及び「プラスチック基本方針」に掲げた活動を強化していきます。

なお、当社は、海外事業の迅速な変革の加速と一体経営を行うべく、2022年1月1日付で海外組織の改組を実施し、「SBFインターナショナル」を新設しました。これに伴う報告セグメントの変更はございません。

日本事業

「自販機事業の構造改革」とともに、「コアブランドの成長加速」、「サプライチェーン構造革新」を事業戦略の重点領域とし、売上と利益を成長させていきます。マーケティング活動においては、今年は「サントリー天然水」、「BOSS」、「伊右衛門」及び「特茶」への活動を更に強化していきます。「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である“清冽なおいしさ”を引き続き訴求していくことに加え、「サントリー天然水 スパークリング」シリーズ「THE STRONG」の活動も強化していきます。今年30周年を迎える「BOSS」は、既存の缶コーヒーのコアユーザーへの活動を推進するとともに、昨年リニューアルした「クラフトボス」は、“コーヒーシリーズ”と“紅茶シリーズ”を2本柱とし更に活動を強化していきます。「伊右衛門」は、3年連続での成長に向けて、「伊右衛門 京都ブレンド」、「伊右衛門 濃い味」も活動強化していきます。「特茶」は飲用習慣化の実現に向けて、一層マーケティング活動を強化するとともに、「特茶」独自の機能を訴求していきます。

アジアパシフィック事業

アジアパシフィックでは、市場回復を捉え、コアブランドイノベーションを継続することで、売上成長を目指します。

ベトナムでは、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの成長を図るとともに、営業活動にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け、引き続き低糖商品の強化にも取り組みます。健康食品においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティング活動を強化します。オセアニアでは、引き続き主力ブランドであるエナジードリンク「V」に注力します。

欧州事業

欧州全体で、「Schweppes」のブランド活性化とともに、営業やサプライチェーンマネジメントの強化等の構造改革に取り組みます。フランスでは、主力ブランドである「Orangina」、「Oasis」のマーケティング強化に取り組むとともに、売上と利益を成長させます。英国では、「Lucozade Energy」への集中投資により、エナジーカテゴリー市場でのシェア拡大を目指します。スペインでは、「Schweppes」を家庭用市場及び業務用市場で活動を強化していくとともに、業務用ビジネスの構造改革を更に推進していきます。

米州事業

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、価格政策やサプライチェーンの更なる強化を進め、成長を加速していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) サステナビリティの取組み

サントリーグループは、企業理念に掲げる「人と自然と響きあう」の実現を目指し、グローバルにサステナビリティ経営を推進しています。

【環境ビジョン2050】・【環境目標2030】

サントリーグループは、サステナビリティ経営に、より明確な方向性を与えるため、「環境ビジョン2050」及び「環境目標2030」を策定しています。世界が抱える様々な課題にこれまで以上に真摯に向きあい、持続可能な社会の実現に向けて挑戦を続けるべく、2021年に「環境目標2030」の温室効果ガス（GHG）削減目標、水の目標を改定しました。



WATER ※1



CLIMATE ※2

※1 サントリー食品インターナショナル株式会社
※2 サントリーホールディングス株式会社

【環境ビジョン2050】

1. 水のサステナビリティ

- 全世界の自社工場での水使用を半減*
- 全世界の自社工場で取水する量以上の水を育むための水源や生態系を保全
- 主要な原料農作物における持続可能な水使用を実現
- 主要な事業展開国において「水理念」を広く社会と共有

2. 気候変動対策

- 2050年までに、バリューチェーン全体で、温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す
省エネルギー活動の推進、再生可能エネルギーの積極的な導入、次世代インフラの利活用およびバリューチェーンのステークホルダーとの協働を通じ脱炭素社会の実現に向けて取り組む

※2015年における事業領域を前提とした原単位での削減

【環境目標2030】

1. 水

【工場節水】

自社工場*1の水使用量の原単位をグローバルで35%削減*2。特に水ストレスの高い地域においては、水課題の実態を評価し、水総使用量の削減の必要性を検証。

【水源涵養】

自社工場*1の半数以上で、水源涵養活動により使用する水の100%以上をそれぞれの水源に還元。特に水ストレスの高い地域においてはすべての工場で上記の取り組みを実施。

【原料生産】

水ストレスの高い地域における水消費量の多い重要原料*3を特定し、その生産における水使用効率の改善をサプライヤーと協働で推進。

【水の啓発】

水に関する啓発プログラムに加えて、安全な水の提供にも取り組み、合わせて100万人以上に展開。

2. 温室効果ガス（GHG）

- 自社拠点でのGHG排出量を50%削減*4
- バリューチェーン全体におけるGHG排出量を30%削減*4

※1 製品を製造するサントリーグループの工場

※2 2015年における事業領域を基準とする

※3 コーヒー、大麦、ブドウ

※4 2019年の排出量を基準とする

🌊 気候変動

■「SBT イニシアチブ」への対応

国連グローバル・コンパクト、SBT(Science Based Targets)イニシアチブ、We Mean Businessが主催する温暖化による世界の気温上昇を1.5℃以内に抑える目標づくりを呼び掛ける「Business Ambition for 1.5℃」に賛同し、署名しています。

「環境目標2030」に定める温室効果ガス(GHG)の排出削減目標は、SBTイニシアチブの「1.5℃目標」の認定を取得しています。



DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

1.5℃目標は、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5℃以内に抑えるための科学的根拠に基づいた目標です。

■TCFD提言に基づく開示

サントリーグループは、2019年5月、金融安定理事会(FSB)により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同を表明しました。

また、2019年7月には今後取り組むべきサステナビリティに関する重要な7つのテーマを設定し、その一つの重要テーマとして温室効果ガス(GHG)排出削減を掲げています。

2022年1月現在、当社ホームページにて、「水の供給リスク」と「原材料安定調達」に関して開示しており、今後更なる開示に努めていきます。



🌊 ペットボトル

2012年、国内清涼飲料業界で初めてリサイクル素材100%のペットボトルを導入したことを皮切りに、従来よりもCO₂排出量を低減する世界初の「FtoPダイレクトリサイクル技術」を開発する等、長年にわたって技術革新を進め、積極的に「ボトルtoボトル」水平リサイクルを実用化・推進してきました。

2019年に策定した「プラスチック基本方針」では、“2030年までにグローバルで使用するすべてのペットボトルに、リサイクル素材あるいは植物由来素材のみを使用することで、化石由来原料の新規使用をゼロにする”という「ペットボトルの100%サステナブル化」の目標を掲げています。

人権の尊重

企業活動のグローバル化が進み、企業の人権への取組みに対して、社会からの関心が高まっている中、サントリーグループは、ステークホルダーの人権を尊重していくことが極めて重要だと考えています。人権に配慮した活動を推進するため、「人権方針」を策定し、従業員やサプライチェーン、地域社会に対する働きかけを行う等、従来の取組みを一層強化しています。

なお、2019年6月、企業ESGデータのプラットフォームであるSedex（世界最大のサプライヤーエシカル情報共有プラットフォームを提供している非営利団体）に加入し、サプライヤーに対してSedexへの加盟、SAQ*質問への回答等情報共有の要請を進めています。

※SAQ：Self-Assessment Questionnaire

ダイバーシティへの取組み

サントリーグループでは、サントリーグループ企業倫理綱領において、多様な価値観の存在を受け入れ、事業活動を行うことを掲げています。

また、誰もがサントリー社員としての自覚と誇りを持ち、自らの心を解き放ち自分らしくいきいきと働ける職場、仲間の個性や多様性を強みとして生かす組織の実現に向け「DEI Vision Statement」[戦略の柱]を制定し、サントリーグループ全体でDiversity, Equity & Inclusionを推進しております。

このような考え方のもと、当社においても「ダイバーシティ経営」を人事の基本方針とし、今後も様々な施策に取り組んでまいります。

健康経営への取組み

当社は、「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）ホワイト500」に認定されています。

従業員が心身ともに健康でいきいきと働くことは企業としての競争力の源泉そのものと考え、2016年に「健康経営」をスタートし、一人ひとりが主体的・継続的に心身の健康促進に取り組んでいます。

また、企業の「健康経営」をサポートする新たなサービスとして、健康行動の習慣化をサポートする無料アプリ「SUNTORY+」（サントリープラス）を開発、展開しています。職場の自販機を活用し、健康飲料とも連動させた、誰でも簡単に健康行動を続けられる仕組みは当社グループ内だけでなく、多くの導入企業様にも高く評価いただいています。



③ 財産及び損益の状況

| 区 分 | | 第10期 2018年度 | 第11期 2019年度 | 第12期 2020年度 | 第13期 (当期) 2021年度 |
|------------------|-------|----------------|----------------|----------------|---------------------|
| 売上収益 | (百万円) | 1,294,256 | 1,299,385 | 1,178,137 | 1,268,917 |
| 営業利益 | (百万円) | 113,557 | 113,948 | 96,177 | 118,568 |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | (百万円) | 80,024 | 68,888 | 52,212 | 68,676 |
| 基本的 1 株当たり当期利益 | (円) | 258.98 | 222.94 | 168.97 | 222.25 |
| 資本合計 | (百万円) | 798,877 | 837,565 | 859,556 | 943,952 |
| 1 株当たり親会社所有者帰属持分 | (円) | 2,313.34 | 2,448.44 | 2,529.95 | 2,785.09 |
| 資産合計 | (百万円) | 1,539,416 | 1,567,299 | 1,574,251 | 1,676,926 |

④ 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

| 会社名 | 持株数 | 議決権比率 | 事業上の関係 |
|-------------------|-----------|-------|----------------|
| サントリーホールディングス株式会社 | 183,800千株 | 59.4% | ブランドロイヤリティの支払等 |

2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|--------|---------------------------------|
| サントリーフーズ株式会社 | 1,000百万円 | 100.0% | 清涼飲料の販売 |
| サントリービバレッジソリューション株式会社 | 1,000百万円 | 100.0 | 清涼飲料の販売 |
| サントリービバレッジサービス株式会社 | 100百万円 | 100.0 | 清涼飲料の販売 |
| 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス | 100百万円 | 82.7 | 清涼飲料の販売 |
| サントリープロダクツ株式会社 | 1,000百万円 | 100.0 | 清涼飲料の製造 |
| Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. | 1,127,848千シンガポールドル | 100.0 | 東南アジア地域等における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括 |
| BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD. | 250百万タイバーツ | 100.0 | 健康食品の製造・販売 |
| PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE | 198,048百万インドネシアルピア | 75.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. | 5,597,429百万ベトナムドン | 100.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. | 16,085,250千タイバーツ | 51.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED | 446,709千ニュージーランドドル | 100.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED | 2オーストラリアドル | 100.0 | 清涼飲料の販売 |
| Orangina Schweppes Holding B.V. | 18千ユーロ | 100.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| Lucozade Ribena Suntory Limited | 636百万英ポンド | 100.0 | 清涼飲料の製造・販売 |
| Pepsi Bottling Ventures LLC | 215,554千米ドル | 65.0 | 清涼飲料の製造・販売 |

(注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。

2. 2022年1月1日付で、当社グループの自販機等に関する事業を営むサントリービバレッジソリューション株式会社、サントリービバレッジサービス株式会社及び株式会社ジャパンビバレッジを統合し、サントリービバレッジソリューション株式会社(旧株式会社ジャパンビバレッジ)を創設しております。

3. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等 (2021年12月31日現在)

1) 当社

| 本 社 | 研究所 |
|----------------|--------------------|
| 東京都港区芝浦三丁目1番1号 | 商品開発センター (神奈川県川崎市) |

2) 子会社

| セグメント名 | 会社名 | 主要拠点 |
|---------------|---|------------------------|
| 日本 | サントリーフーズ株式会社 | 本社 東京都港区 |
| | | 営業所 首都圏支社 (東京都港区) 等 |
| | サントリービバレッジソリューション株式会社 | 本社 東京都港区 |
| | | 営業所 首都圏支社 (東京都港区) 等 |
| | サントリービバレッジサービス株式会社 | 本社 東京都新宿区 |
| | | 営業所 首都圏営業本部 (東京都新宿区) 等 |
| | 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス | 本社 東京都新宿区 |
| | | 営業所 東京支社 (東京都新宿区) 等 |
| | サントリープロダクツ株式会社 | 本社 東京都港区 |
| | | 工場 榛名工場 (群馬県渋川市) 等 |
| アジア パシフィック | Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. | 本社 シンガポール |
| | BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD. | 本社 タイ バンコク |
| | PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE | 本社 インドネシア ジャカルタ |
| | Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. | 本社 ベトナム ホーチミン |
| | Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. | 本社 タイ バンコク |
| | FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED | 本社 ニューージーランド オークランド |
| | FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED | 本社 オーストラリア ニューサウスウェールズ |
| 欧州 | Orangina Schweppes Holding B.V. | 本社 オランダ アムステルダム |
| | Lucozade Ribena Suntory Limited | 本社 イギリス ロンドン |
| 米州 | Pepsi Bottling Ventures LLC | 本社 アメリカ ノースカロライナ |

⑦ 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

| セグメント名 | 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) |
|-----------|----------------|-------------|
| 日本 | 9,369 [748] | △361 [△179] |
| アジアパシフィック | 8,475 [441] | 1 [△ 24] |
| 欧州 | 3,328 [119] | △6 [37] |
| 米州 | 2,568 [50] | 136 [8] |
| 全社 (共通) | 126 [-] | △6 [-] |
| 合計 | 23,866 [1,358] | △236 [△158] |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑧ 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (百万円) |
|---|-----------|
| 農林中央金庫 | 40,064 |
| 株式会社三井住友銀行 | 14,314 |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・ バンキング・コーポレイション・リミテッド | 13,016 |
| 株式会社京都銀行 | 11,064 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 10,000 |
| 信金中央金庫 | 10,000 |

⑨ 資金調達状況

当社は、社債の償還及び金融機関からの借入金の返済に充当するため、当期において、次のとおり普通社債を発行しました。

| 銘柄 | 発行年月日 | 発行総額 (百万円) | 償還期限 |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 第5回無担保社債 | 2021年7月8日 | 20,000 | 2024年7月8日 |

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、771億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

| セグメント名 | 設備投資額（百万円） |
|-----------|------------|
| 日本 | 45,048 |
| アジアパシフィック | 14,639 |
| 欧州 | 10,917 |
| 米州 | 6,539 |
| 合計 | 77,146 |

1) 当期中に完成した主要な設備

| セグメント名 | 設備投資の内容 |
|--------|---------------------------------|
| 日本 | サントリープロダクツ株式会社天然水北アルプス信濃の森工場の建設 |

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

| セグメント名 | 設備投資の内容 |
|--------|--|
| 欧州 | Orangina Suntory France Production S.a.s Donnery工場併設の物流倉庫の建設 |

⑪ 重要な企業再編等の状況

2022年1月1日付で、当社グループの自販機等に関する事業を営むサントリービバレッジソリューション株式会社、サントリービバレッジサービス株式会社及び株式会社ジャパンビバレッジを統合し、サントリービバレッジソリューション株式会社（旧株式会社ジャパンビバレッジ）を創設しました。これに伴い、当社は、当社の子会社であるサントリービバレッジサービス株式会社が保有していた不動産、機材及び株式等を当社に承継させる会社分割を行いました。

2 株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 480,000,000株
- ② 発行済株式の総数 309,000,000株
- ③ 株主数 39,417名 (前期末比2,613名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|-----------|-------|
| サントリーホールディングス株式会社 | 183,800千株 | 59.4% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 21,246 | 6.8 |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 | 6,930 | 2.2 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 6,617 | 2.1 |
| JPモルガン証券株式会社 | 4,659 | 1.5 |
| SMBC日興証券株式会社 | 3,599 | 1.1 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 3,380 | 1.0 |
| みずほ証券株式会社 | 1,933 | 0.6 |
| 日本証券金融株式会社 | 1,817 | 0.5 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 1,793 | 0.5 |

(注) 持株比率は、自己株式 (31株) を控除して計算しております。

3 会社役員 の 状況

① 取締役の氏名等 (2021年12月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当・重要な兼職の状況 |
|---------------|-----------------|---|
| 代表取締役社長 | 齋藤和弘 | 経営全般 Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director |
| 取締役 専務執行役員 | 木村穰介 | ジャパン事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役 |
| 取締役 | Shekhar Mundlay | Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director |
| 取締役 | Peter Harding | Suntory Beverage & Food Europe CEO Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director |
| 取締役 | 有竹一智 | サントリーホールディングス株式会社取締役副社長 |
| 取締役 | 井上ゆかり | 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役 |
| 常勤監査等委員 | 山崎雄嗣 | サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役 |
| 監査等委員 | 内田晴康 | TMI総合法律事務所弁護士 (パートナー) |
| 監査等委員 | 増山美佳 | 増山& Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役 |

- (注) 1.井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
 2.当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3.当社は、有竹一智氏、井上ゆかり氏、山崎雄嗣氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
 4.山崎雄嗣氏は、経営企画部門における部門長としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名／異動年月日 | 異動前の担当 | 異動後の担当 |
|--------------------|------------------------------------|-----------|
| 木村 穰介 2021年4月1日 | ジャパン事業本部長、 ジャパン事業本部コミュニケーション本部長 | ジャパン事業本部長 |

6. 当事業年度末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名／異動年月日 | 異動前の地位及び担当 | 異動後の地位及び担当 |
|---------------------------------|--|----------------------------|
| 木村 穰介 2022年1月1日 | 取締役専務執行役員 ジャパン事業本部長 | 取締役副社長 SBFジャパン CEO |
| Shekhar Mundlay 2022年1月1日 | 取締役 Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO | 取締役副社長 SBFインターナショナル CEO |

7. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

| 氏名／異動年月日 | 異動前の重要な兼職 | 異動後の重要な兼職 |
|---------------------------------|---|--|
| 齋藤 和弘 2022年1月1日 | Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director | FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Suntory Beverage & Food Europe Chairman Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director |
| 木村 穰介 2022年1月1日 | サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 株式会社ジャパンビバレッジホールディングス取締役 | サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役 |
| Shekhar Mundlay 2022年1月1日 | Suntory Beverage & Food Asia Pacific CEO Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director | Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director |
| 山崎 雄嗣 2022年1月1日 | サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジソリューション株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役 | サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役 |

8. 2022年1月1日付で、当社グループの自取機等に関する事業を営むサントリービバレッジソリューション株式会社、サントリービバレッジサービス株式会社及び株式会社ジャパンビバレッジを統合し、サントリービバレッジソリューション株式会社（旧株式会社ジャパンビバレッジ）を創設しております。「異動後の重要な兼職」に記載したサントリービバレッジソリューション株式会社は統合後のサントリービバレッジソリューション株式会社（旧株式会社ジャパンビバレッジ）を指しております。
9. 当事業年度中における役員の辞任は次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 辞任年月日 |
|----------------|---------|------------|
| 取締役 (監査等委員) | 千 地 耕 造 | 2021年3月26日 |

10. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山崎雄嗣氏を常勤の監査等委員として選定しております。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、専務執行役員及び常務執行役員、並びに、当社一部国内子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が、填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償の対象としないこととしております。

(ご参考) 専務執行役員・常務執行役員の氏名等 (2022年1月1日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|--------|---------|--|
| 専務執行役員 | 内 貴 八 郎 | サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長 |
| 専務執行役員 | 須 田 良 人 | 生産研究部門統括、MONOZUKURI本部長 |
| 常務執行役員 | 中 村 卓 | サントリープロダクツ株式会社 代表取締役社長 |
| 常務執行役員 | 西 本 正 三 | SBFジャパン 生産・SCM本部長 |
| 常務執行役員 | 柳 井 慎一郎 | SBFジャパン ブランド開発事業部長 |
| 常務執行役員 | 三 野 隆 之 | SBFアジアパシフィック CEO |
| 常務執行役員 | 原 口 昭 | コーポレートマネジメント本部長 |
| 常務執行役員 | 石 川 一 志 | 経営企画本部長 |
| 常務執行役員 | 及 川 剛 | サントリービバレッジソリューション株式会社 代表取締役社長 |
| 常務執行役員 | 稲 田 晴 久 | グローバル監査部長 兼 SBFアジアパシフィック Corporate Auditor |
| 常務執行役員 | 竹 本 晋 | SBFジャパン 商品開発部長 |
| 常務執行役員 | 佐 藤 晃 世 | SBFジャパン ブランド開発事業部 副事業部長 |

② 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、役員等の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり決定しました。

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、担当する海外子会社の役員としての報酬を当該海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

③ 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 固定報酬 | | 業績連動報酬 | | 合 計 (百万円) |
|----------------------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| | 支給人数 (名) | 支給額 (百万円) | 支給人数 (名) | 支給額 (百万円) | |
| 取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役） | 7 (1) | 163 (12) | 4 (-) | 116 (-) | 279 (12) |
| 取締役（監査等委員） （内社外取締役） | 4 (2) | 66 (30) | 2 (-) | 31 (-) | 98 (30) |
| 合 計 （内社外取締役） | 11 (3) | 230 (42) | 6 (-) | 147 (-) | 377 (42) |

- (注) 1. 業績連動報酬は、支払予定額であります。なお、業績連動報酬の主な指標である連結営業利益（一時的な収支を除く。）の目標及び実績については開示していませんが、その基礎となる連結営業利益の予想値は117,000百万円で、実績は118,568百万円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は8名（内社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の人数は3名（内社外取締役2名）であります。
4. 外国人の業務執行取締役2名の報酬等については、担当する海外子会社の役員としての報酬を当該海外子会社から支給しておりますので、含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長齋藤和弘氏に対し取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を踏まえて個人別の報酬等の内容を決定するには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認しており、取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断しております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の次の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

| 区 分 | 氏 名 | 重要な兼職の状況 |
|------------------|---------|---|
| 社外取締役 | 井 上 ゆかり | 日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 内 田 晴 康 | TMI総合法律事務所弁護士（パートナー） |
| 社外取締役 (監査等委員) | 増 山 美 佳 | 増山&Company合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 瀧池運輸株式会社社外取締役 |

2) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会 出席回数 | 監査等委員会 出席回数 | 発言状況及び社外取締役について果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------------|---------|--------------|----------------|--|
| 社外取締役 | 井 上 ゆかり | 12回／12回 | － | 企業経営者としての経験と見識を生かした発言により、取締役会において、戦略的な助言・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 内 田 晴 康 | 12回／12回 | 13回／13回 | 取締役会での助言・監督に加え、特に、弁護士としての経験と見識を生かした発言により、監査等委員会において実効的かつ高度な監査を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会の委員及び特別委員会の委員長としての役割を果たしております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 増 山 美 佳 | 12回／12回 | 13回／13回 | コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識を生かした発言により、取締役会における助言・監督、監査等委員会における監査・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。 |

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

4 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 150百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 203百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.等10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

コンフォートレターの作成業務及びコーポレートガバナンス・コードへの対応に関する助言業務を委託しております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えています。加えて、株主への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めます。具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討します。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

中間配当の基準日は、毎年6月30日と定款に定めています。

当社は、不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めており、株主総会及び取締役会のいずれにおいても配当等について決議することが可能な体制としています。

連結計算書類 <IFRSにより作成>

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|
| 資産 | |
| 流動資産 | 530,253 |
| 現金及び現金同等物 | 176,655 |
| 売上債権及びその他の債権 | 240,584 |
| その他の金融資産 | 1,252 |
| 棚卸資産 | 87,807 |
| その他の流動資産 | 23,953 |
| 非流動資産 | 1,146,673 |
| 有形固定資産 | 372,337 |
| 使用権資産 | 52,260 |
| のれん | 255,599 |
| 無形資産 | 430,086 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 1,005 |
| その他の金融資産 | 13,847 |
| 繰延税金資産 | 14,173 |
| その他の非流動資産 | 7,362 |
| 資産合計 | 1,676,926 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|------------------|
| 負債 | |
| 流動負債 | 463,565 |
| 社債及び借入金 | 55,789 |
| 仕入債務及びその他の債務 | 354,595 |
| その他の金融負債 | 30,877 |
| 未払法人所得税等 | 14,757 |
| 引当金 | 2,016 |
| その他の流動負債 | 5,529 |
| 非流動負債 | 269,409 |
| 社債及び借入金 | 109,558 |
| その他の金融負債 | 54,241 |
| 退職給付に係る負債 | 14,697 |
| 引当金 | 4,312 |
| 繰延税金負債 | 81,403 |
| その他の非流動負債 | 5,196 |
| 負債合計 | 732,974 |
| 資本 | |
| 親会社の所有者に帰属する持分 | 860,593 |
| 資本金 | 168,384 |
| 資本剰余金 | 182,423 |
| 利益剰余金 | 536,996 |
| 自己株式 | △0 |
| その他の資本の構成要素 | △27,210 |
| 非支配持分 | 83,358 |
| 資本合計 | 943,952 |
| 負債及び資本合計 | 1,676,926 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) (単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|----------------|----------------|
| 売上収益 | 1,268,917 |
| 売上原価 | △745,735 |
| 売上総利益 | 523,181 |
| 販売費及び一般管理費 | △397,707 |
| 持分法による投資損益 | 70 |
| その他の収益 | 2,887 |
| その他の費用 | △9,863 |
| 営業利益 | 118,568 |
| 金融収益 | 508 |
| 金融費用 | △2,024 |
| 税引前利益 | 117,052 |
| 法人所得税費用 | △34,023 |
| 当期利益 | 83,029 |
| 当期利益の帰属 | |
| 親会社の所有者 | 68,676 |
| 非支配持分 | 14,353 |
| 当期利益 | 83,029 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類 <日本基準により作成>

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 280,319 |
| 現金及び預金 | 101,067 |
| 売掛金 | 75,444 |
| 商品及び製品 | 98 |
| 仕掛品 | 701 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,910 |
| 前渡金 | 533 |
| 前払費用 | 840 |
| 短期貸付金 | 81,229 |
| 貸倒引当金 | △269 |
| 未収入金 | 11,172 |
| その他 | 1,590 |
| 固定資産 | 665,481 |
| 有形固定資産 | 31,572 |
| 建物 | 269 |
| 機械及び装置 | 2,571 |
| 工具、器具及び備品 | 664 |
| 土地 | 27,070 |
| 建設仮勘定 | 971 |
| その他 | 23 |
| 無形固定資産 | 2,216 |
| ソフトウェア | 1,745 |
| のれん | 435 |
| その他 | 35 |
| 投資その他の資産 | 631,692 |
| 関係会社株式 | 568,637 |
| 関係会社長期貸付金 | 57,998 |
| 差入保証金 | 158 |
| 長期前払費用 | 81 |
| 前払年金費用 | 3,847 |
| 繰延税金資産 | 904 |
| その他 | 63 |
| 繰延資産 | 97 |
| 社債発行費 | 97 |
| 資産合計 | 945,897 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 210,775 |
| 買掛金 | 58,672 |
| 電子記録債務 | 15,759 |
| 短期借入金 | 13,016 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 43,316 |
| 未払金 | 15,157 |
| 未払費用 | 16,286 |
| 未払法人税等 | 2,208 |
| 預り金 | 38,526 |
| 賞与引当金 | 2,559 |
| その他 | 5,271 |
| 固定負債 | 113,104 |
| 社債 | 50,000 |
| 長期借入金 | 59,657 |
| 退職給付引当金 | 3,433 |
| その他 | 13 |
| 負債合計 | 323,879 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 621,821 |
| 資本金 | 168,384 |
| 資本剰余金 | 213,425 |
| 資本準備金 | 145,884 |
| その他資本剰余金 | 67,541 |
| 利益剰余金 | 240,012 |
| その他利益剰余金 | 240,012 |
| 固定資産圧縮積立金 | 966 |
| 特別償却準備金 | 325 |
| 別途積立金 | 34,982 |
| 繰越利益剰余金 | 203,737 |
| 自己株式 | △0 |
| 評価・換算差額等 | 195 |
| その他有価証券評価差額金 | 30 |
| 繰延ヘッジ損益 | 165 |
| 純資産合計 | 622,017 |
| 負債純資産合計 | 945,897 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 355,767 |
| 売上原価 | 253,001 |
| 売上総利益 | 102,765 |
| 販売費及び一般管理費 | 76,870 |
| 営業利益 | 25,895 |
| 営業外収益 | 13,362 |
| 受取利息 | 913 |
| 受取配当金 | 11,850 |
| その他 | 598 |
| 営業外費用 | 1,128 |
| 支払利息 | 785 |
| 社債利息 | 115 |
| その他 | 228 |
| 経常利益 | 38,129 |
| 特別利益 | 69 |
| 受取保険金 | 69 |
| 特別損失 | 805 |
| 減損損失 | 152 |
| 組織再編関連費用 | 546 |
| その他 | 106 |
| 税引前当期純利益 | 37,393 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,710 |
| 法人税等調整額 | 105 |
| 当期純利益 | 31,576 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菱本 恵子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平野 礼人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 菱本 恵子 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 平野 礼人 ㊞ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山崎雄嗣 ㊞

監査等委員 内田晴康 ㊞

監査等委員 増山美佳 ㊞

(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



株主総会会場ご案内

会場

サントリーホール 大ホール

東京都港区赤坂一丁目13番1号

本総会の開催場所は前年とは異なりますので、ご注意ください。



交通

電車をご利用の場合

- 東京メトロ南北線
六本木一丁目駅
3番出口改札より徒歩約5分
- 東京メトロ銀座線
溜池山王駅
13番出口改札より徒歩約7分
- 東京メトロ南北線
溜池山王駅
13番出口改札より徒歩約10分

バスをご利用の場合

都営01系統バス（渋谷～新橋）
赤坂アーケードビル前/赤坂アーケードビル前
下車徒歩約2～3分

お願い 専用駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。